# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する 事務 重点項目評価書【令和6年9月30日終了】

# 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

秦野市は、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の実施に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

神奈川県秦野市長

## 公表日

令和7年1月31日

[令和6年10月 様式3]

# 項目一覧

I	基本情報
п	特定個人情報ファイルの概要
(另	添1)特定個人情報ファイル記録項目
ш	リスク対策
IV	開示請求、問合せ
v	評価実施手続
	加添2) 変更簡所

## I 基本情報

<ul><li>Ⅰ 基本情報</li><li>1. 特定個人情報ファイルを</li></ul>	を取り扱う事務			
①事務の名称	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の実施に関する事務			
②事務の内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の 照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。			
③対象人数	<選択肢> [ 10万人以上30万人未満 ] (3) 1万人以上10万人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満			
2. 特定個人情報ファイル: <mark>システム1</mark>	を取り扱う事務において使用するシステム			
①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)			
②システムの機能	・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施			
③他のシステムとの接続				
システム2~5				
システム2				
①システムの名称	健康管理システム			
②システムの機能	1 予防接種情報入力 予防接種信報入力 予防接種信報照会 既接種者の予防接種の情報(予防接種の種類、接種年月日、接種医療機関名等)を入力 3 予防接種者対象者抽出 指定した予防接種の対象者を抽出 4 未接種者一覧出力 指定した予防接種の未接種者を抽出 5 接種情報の統計 指定した予防接種の期間における接種件数、接種年齢、接種医療機関等の情報を出力			
③他のシステムとの接続	[O]情報提供ネットワークシステム       [O]庁内連携システム         [O] 院存住民基本台帳システム       [O] 既存住民基本台帳システム         [O] 宛名システム等       [D] 税務システム         [D] での他 (       )			
システム3				
①システムの名称	中間サーバー・プラットホーム			
	1 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するため に利用する「統合利用番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2 情報照会機能			

②システムの機能	情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3 情報提供機能 情報提供者ットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の 提供を行う。 4 各事務システム接続機能 中間サーバーと各事務システム、統合宛名システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8 セキュリティ管理機能 特定個人情報の暗号化、電子文書への署名付与、検証、鍵の管理等を行う。 9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10 システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。				
	[ O ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム				
@## @ 2 = /   @ +###	[ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム				
③他のシステムとの接続	[〇]宛名システム等 [ ]税務システム				
	[ ]その他 ( )				
システム4					
①システムの名称	統合宛名システム(団体内統合利用番号連携サーバー)				
②システムの機能	<ul> <li>1 団体内統合利用番号附番機能 団体内統合利用番号が未登録の個人について、新規に団体内統合利用番号を附番する。</li> <li>2 宛名情報等管理機能 統合宛名システムにおいて宛名情報等を団体内統合利用番号、 個人番号と紐付けて保存し、管理する。</li> <li>3 中間サーバー連携機能 中間サーバーまたは中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合利用番号に 紐づく宛名情報等を通知する。</li> <li>4 既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号または団体内統合利用番号に紐づく 宛名情報等を通知する。</li> <li>5 権限管理機能 統合宛名システムを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や個人情報 (連携対象)へのアクセス制御を行う。</li> </ul>				
	[〇]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム				
③他のシステムとの接続	[ ]住民基本台帳ネットワークシステム				
	[ ] 宛名システム等				
システム5	,				
①システムの名称					
②システムの機能					
	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム				
③他のシステムとの接続	[ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム				

(少)   ピリンハノム (い) 女物:	[	] 宛名システム等	[	〕税務システム	
	[	] その他 (			)
システム6~10					
システム11~15					
システム16~20					

## 3. 特定個人情報ファイル名 予防接種ファイル 4. 個人番号の利用 ※ ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 法令上の根拠 ・番号法第19条第6号(委託先への提供) 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない ①実施の有無 [ 実施する ] 情報照会:番号法第19条第8号、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 17項、18項、19項 ②法令上の根拠 情報提供:番号法第19条第8号、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 16の2項、16の3項 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署 こども健康部 健康づくり課 ②所属長の役職名 健康づくり課長 7. 他の評価実施機関

# Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイ	(ル名			
予防接種ファイル				
2. 基本情報				
①ファイルの種類 ※	<選択肢> [ システム用ファイル ] 1)システム用ファイル ] 2)その他の電子ファイル(表計算ファイル等)			
②対象となる本人の数	<選択肢>			
③対象となる本人の範囲	※ 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の対象者			
その必要性	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の接種記録等の管理を適正に行う必要がある。			
④記録される項目	<選択肢> [ 10項目以上50項目未満 ] 10項目以上50項目未満 2)10項目以上50項目未満 3)50項目以上100項目未満 4)100項目以上			
主な記録項目	<ul> <li>・識別情報         [〇]個人番号 [ ]個人番号対応符号 [ 〇]その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報         [〇]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [〇]連絡先(電話番号等)</li>         [〇]その他住民票関係情報         *****         (一) 国税関係情報 [ ]地方税関係情報 [ 〇]健康・医療関係情報 [ ] 医療保険関係情報 [ ]児童福祉・子育て関係情報 [ ]障害者福祉関係情報 [ ]生活保護・社会福祉関係情報 [ ]介護・高齢者福祉関係情報 [ ]雇用・労働関係情報 [ ]年金関係情報 [ ]学校・教育関係情報 [ ]災害関係情報 [ ]学校・教育関係情報 [ ]炎害関係情報 [ ]での他 ( ) </ul>			
その妥当性 1 識別情報 対象者を正確に特定するため保有 2 連絡先情報 正確な本人特定のため、予診票等に記入された情報と突合するために係 3 業務関係情報 予防接種履歴管理を適正に行うために保有 全ての記録項目 別添1を参照。				
⑥事務担当部署	こども健康部 健康づくり課			

3. 特定個人情	3. 特定個人情報の入手・使用				
		[ 〇 ] 本人又は本人の代理人			
		[ 〇 ] 評価実施機関内の他部署 ( 戸籍住民課			
		[O]行政機関·独立行政法人等 (			
①入手元 ※		[O]地方公共団体·地方独立行政法人 (他自治体)			
		[ ]民間事業者 ( )			
		[〇]その他(医療機関)			
		[ <b>O</b> ] 紙 [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ			
@1#+:+		[ ]電子メール [ ]専用線 [ 〇]庁内連携システム			
②入手方法		[ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム			
		[O]その他 (ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証 ) 明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び			
③使用目的 ※	③使用目的 ※ 新型コロナウイルス対策に係る予防接種の対象者の個人番号を利用して効率的な事務運用を め。				
	使用部署	こども健康部 健康づくり課			
④使用の主体 使用者数		<選択肢>			
		5) 500人以上1,000人未満 4) 100人以上300人未凋 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上			
⑤使用方法		3) 50人以上100人未満 4) 100人以上300人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上  〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。			
	の突合	5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上  〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報			

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託					
   委託の有無 ※		[ 委託する ] <選択肢> 1)委託する 2)委託しない			
2,10		( 2)件			
委託	事項1	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等			
①委割	托内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等			
②委言	氏先における取扱者数	<選択肢>			
③委割	托先名	株式会社ミラボ			
再	④再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ] 1)再委託する 2)再委託しない			
委託	⑤再委託の許諾方法				
	⑥再委託事項				
委託	委託事項2~5				
- HO	T-74-				
	事項2	健康管理システムの運用保守			
委託	<del></del>	健康管理システムの運用保守 健康管理システムの運用保守			
<b>委託</b> ①委託	事項2				
<b>委託</b> ①委記 ②委記	<b>事項2</b> 托内容	健康管理システムの運用保守  [ 10人以上50人未満 ] (選択肢) 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 株式会社日立システムズ			
<b>委託</b> ①委記 ②委記	事項2 托内容 托先における取扱者数	健康管理システムの運用保守  (選択肢> (選択肢> (1) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上			
<b>委託</b> ①委記 ②委記	事項2 托内容 托先における取扱者数 托先名	健康管理システムの運用保守  (選択肢> (選択肢> (1) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 株式会社日立システムズ  (選択肢> (選択肢>			
<b>委託</b> ①委託 ②委託 ③委託	事項2 托内容 托先における取扱者数 托先名 ④再委託の有無 ※	健康管理システムの運用保守    10人以上50人未満			
<b>委託</b> ① ② 委	事項2 托内容 托先における取扱者数 托先名 ④再委託の有無 ※ ⑤再委託の許諾方法	健康管理システムの運用保守  「10人以上50人未満」 (選択肢) 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 株式会社日立システムズ  「再委託する ] (選択肢) 1) 再委託する 2) 再委託しない  「実務委託契約書において、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならないことを明記しているが、再委託の申請書を提出の上、市の承諾を得た場合は、この限りではないとしており、承認した。再委託先は「秘密保持義務」「個人情報の保護」について記載のある業務委託契約書の内容を遵守する契約内容となっている。また、業務の再委託は、すべて③にある委託先の責任において行うものとし、再委託先の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんにかかわらず、③にある委託先の責めに帰すずき事由は、その原因及び結果のいかんにかかわらず、③にある委託先の責めに帰すずき事由とみなすことを業務委託契約書内に明記している。			
<b>委託</b> ②委 ③ ③ <b>季 </b>	事項2 托内容 托先における取扱者数 托先名 ④再委託の有無 ※ ⑤再委託の許諾方法	健康管理システムの運用保守  「10人以上50人未満」 (選択肢) 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 株式会社日立システムズ  「再委託する ] (選択肢) 1) 再委託する 2) 再委託しない  「実務委託契約書において、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならないことを明記しているが、再委託の申請書を提出の上、市の承諾を得た場合は、この限りではないとしており、承認した。再委託先は「秘密保持義務」「個人情報の保護」について記載のある業務委託契約書の内容を遵守する契約内容となっている。また、業務の再委託は、すべて③にある委託先の責任において行うものとし、再委託先の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんにかかわらず、③にある委託先の責めに帰すずき事由は、その原因及び結果のいかんにかかわらず、③にある委託先の責めに帰すずき事由とみなすことを業務委託契約書内に明記している。			

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)						
担供お売の大無	[ <b>O</b> ] 提供を行っている ( 1 )件 [ ] 移転を行っている ( )件					
提供・移転の有無	[ ] 行っていない					
提供先1	市区町村長					
①法令上の根拠	番号法 第19条第16号					
②提供先における用途	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務					
③提供する情報	市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ)					
④提供する情報の対象となる 本人の数	<ul> <li>〈選択肢〉         <ul> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul> </li> </ul>					
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2.基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ					
	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線					
6 6 6 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)					
· 沙淀供力法	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙					
	[ <b>〇</b> ] その他 ( ワクチン接種記録システム(VRS)					
⑦時期·頻度	当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度					
提供先2~5						
提供先6~10						
提供先11~15						
提供先16~20						
移転先1						
①法令上の根拠						
②移転先における用途						
③移転する情報	, Sa to ta					
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人未満 [ 3)10万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上					
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲						
	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線					
<b>⑥移転方法</b>	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)					
<u> </u>	[ ] フラッシュメモリ [ ]紙					
	[ ]その他 ( )					
⑦時期・頻度						
移転先2~5						
移転先6~10						
移転先11~15						
移転先16~20						

### 6. 特定個人情報の保管・消去

くワクチン接種記録システムにおける追加措直>

ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報 セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格 を取得している。クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。

- ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。
- ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。
- ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。
- ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。
- ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。

(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)

電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。

(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)

証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととし ている

### 7. 備考

保管場所 ※

<ワクチン接種記録システムにおける追加措置>

- ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。
- ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできなため、消去することができない。

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目>
┃・個人番号
▼·宛名番号
●・自治体コード
•接種券番号
•属性情報(氏名、生年月日、性別)
・接種状況(実施/未実施)
·接種回
・接種日
・ワクチンメーカー ・ロット番号
・ワクチン種類(※)
- *製品名(※)
・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)
•証明書ID(※)
-証明書発行年月日(※)
※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

(別添1)特定個人情報ファイル記録項目

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

### 1. 特定個人情報ファイル名

予防接種ファイル

#### 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 ① 転入者本人からの個人番号の入手 」当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を 入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、 さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の 入手を防止する。 ②他市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町へ提供する ため、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、 住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、 ワクチン接種記録システムを通じて入手する。 ③転出元市区町村からの接種記録の入手 リスクに対する措置の内容 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、 当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、 当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手す る。 ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を 入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに 番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力 (券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、 対象者以外の情報の入手を防止する。 <選択肢> Γ 十分である ] リスクへの対策は十分か 1)特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

#### 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

〈ワクチン接種記録システムにおける追加措置〉

- ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。
- ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の 入手ができないようにアクセス制御している。
- ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。

(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)

- ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、 交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。
- ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、 意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。
- ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号) による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。
- ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。
- ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、 VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。
- VRSにおいて具止性の検証を行い、送信情報の具止性を催認する措置を講じている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。
- (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を
- ・個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の目由入力を 避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。
- ・証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。
- ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力 (券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの 情報のみが申請される。
- ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として 自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。
- ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、 証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を 確認する措置を講じている。
- ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については、専用回線、 証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 さらにキオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。

#### 3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

リスク	に対する措置の内容	・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由で ワクチン接種記録システムに接続できるが、個人番号にはアクセスできないように制御している。				
リスクへの対策は十分か		[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク	2: 権限のない者(元職	員、アクセ	2ス権限のない職員等	等)によって	て不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理		[ 行	っている ]		<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
	具体的な管理方法	権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システムにおけるログイン認証は、ユーザID/パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。				
その他	也の措置の内容	システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。				
		2) 十分である				

#### 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ①住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルを ワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようにしている。
  - ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。
  - ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された 専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。
  - ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。
  - 電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。
  - ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、 消去履歴を残す。
- ②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。
  - ・当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。

  - ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、 個人番号を入手し、使用する。
- ③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。

4. 牧	特定個人情報ファイル(	の取扱いの委託	[ ]委託しない		
リスク	リスク: 委託先における不正な使用等のリスク				
	契約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する	<選択肢>   定めている ] 1)定めている			
	規定の内容	1 個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する 2 秘密保持義務に関する事項 3 特定個人情報の目的外利用の禁止に関する事項 4 再委託における条件に関する事項 5 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄に 6 従業者に対する監督・教育に関する事項 7 必要があると認めるときに実地調査を行うことができ	関する事項		
	託先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	車季許していない	れて行っている 2) 十分に行っている っていない 4) 再委託していない		
	具体的な方法				
そのイ	也の措置の内容	(新空コロナリイル人際架証対策に係る予防接種事務に当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関用にあたっての確認事項(規約)」に同意することによりステム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明をむ。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの次の内容については、当該確認事項に規定されている。特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限・特定個人情報ファイルの取扱いの記録・特定個人情報ファイルの取扱いの記録・特定個人情報の提供ルール/消去ルール・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに「再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	係を規定した「ワクチン接種記録システムの利、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録シ書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を の運用保守事業者に委託することとする。なお、 関する規定 といの確保		
リスク	<b>?への対策は十分か</b>	<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>1) 特に力をみ</li><li>3) 課題が残る</li></ul>			
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					

5. 特	定個人情報の提供・移転	転(委託や情報提	供ネットワーク	システム	を通じた提供を除く。)	1	]提供・移転し	ない
リスク	: 不正な提供・移転が	行われるリスク						
	固人情報の提供・移転 -るルール	[ 定め	ている	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定	めていない	
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	何の目的で提供・	移転できるかる	を整理し	国人情報の提供・移転について、特定個人情報の適正な取扱い に従い、特定個人情報の適正な取扱いに従い、特定個人情報の提供	いに関す	るガイドライン(平	
その作	也の措置の内容	ワクチン接種記録 提供等の記録」を			区町村への提供の記録を取得し することができる。	しており	、委託業者から「	· 情報
リスク	への対策は十分か	[ +分	である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) +	分である	

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対 する措置

- ・転出元市区町村への個人番号の提供
- \*転口元中区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、 ①本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを用いて提供する。 ②個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、 電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町大口で個人で提供されない仕組みとなっている。
- ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。

・特定個人情報を提供する場面を、必要最小限に限定している。具体的には、当市への転入者について、 転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市町区村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限 定している。

6. 慎	i報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ 〇 ] 接続しない(入手)	[〇]接続しない(提供)
リスク	1: 目的外の入手が行っ	われるリスク			
リスク	に対する措置の内容				
リスク	への対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク	2: 不正な提供が行われ	いるリスク			
リスク	に対する措置の内容				
リスク	への対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報抗	是供ネットワークシステム	との接続に伴うその他のリスク及	びその	リスクに対する措置	
7. 特	F定個人情報の保管・>	消去 ————————————————————————————————————			
リスク	: 特定個人情報の漏え	い・滅失・毀損リスク			
①事故 周知	枚発生時手順の策定・	[ 十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
機関に	去3年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか	[ 発生なし ]		<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
	その内容				
	再発防止策の内容				

	<ワクチン接種記録システムにおける措置> 
	【物理的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。
その他の措置の内容	【技術的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を満たしている。 ・
	する。 <u>また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</u>
リスクへの対策は十分か	<選択肢> 「
特定個人情報の保管・消去に	おけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

8. 監	渣			
実施の有無		[〇]自己点検	[ ]内部監査	[ ]外部監査
9. 彼	É業者に対する教育・F	<b>落発</b>		
従業者	者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	<選択肢> 1)特に力をん 3)十分に行・	入れて行っている 2) 十分に行っている っていない
	具体的な方法		報通信技術(IT)総合戦略 の利用にあたっての確認될	室)から発出された「新型コロナウイルス 事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)

### 10. その他のリスク対策

〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 デジタル庁(内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。

# Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・	
①請求先	秦野市 総務部文書法制課文書法制担当 257-8501 神奈川県秦野市桜町1丁目3番2号 0463(82)5119
②請求方法	条野市個人情報保護条例の規定に基づく。(詳細の問い合わせは、請求先へ)
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不 記載等	
2. 特定個人情報ファイルの	D取扱いに関する問合せ
①連絡先	〒257-8501 秦野市桜町1丁目3番2号 秦野市役所 こども健康部健康づくり課 電話番号0463-82-5111
②対応方法	<ul><li>1 問合せ受付時に問合せに対する対応について記録を残す。</li><li>2 情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについて、関連部署に事実確認を行う。</li></ul>

# V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年6月29日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取【任意】
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

## (別添2)変更箇所

(//////////	/ 发文回闭				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月1日	I基本情報-4-法令上の根 拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号。以下「番号法」とい う。)第9条第1項別表の14	削除	事後	
令和6年12月1日	I基本情報ー4ー法令上の根 拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年総務省令第5号)第10条	削除	事後	
	1241 - 00 - 7 - 0 - 11 - 11		こども健康部 健康づくり課	事後	
令和6年12月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概 要-2-⑥		こども健康部 健康づくり課	事後	
令和6年12月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要-3-④	こども健康部 新型感染症ワクチン接種推進課	こども健康部 健康づくり課	事後	
令和6年12月1日	別添1	•接種回(1回目/2回目/3回目)	•接種回	事後	
令和7年1月31日	評価書名	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務 重点項目評価書	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務 重点項目評価書【令和6年9月30日終了】		